平成２３年（フ）第２０１６号
北海道江別市東野幌町15番地の22　ファミリー小林105
債務者　安部　貴子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０２５号
札幌市東区北31条東５丁目１番13号　ハウスはせがわ
債務者　山上　剛
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０４７号
札幌市北区新川４条９丁目４番25号
債務者　浅利　琢（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０６６号
札幌市西区琴似２条５丁目２番８―208号
債務者　寿時　曙美
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０９２号
札幌市南区藤野４条５丁目２番７―405号
債務者　行方美津子（旧姓板倉）
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１０７号
札幌市厚別区厚別北２条５丁目２番６―401号
債務者　岸田　映子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１１２号
札幌市中央区南６条西13丁目３番１―605号
債務者　山本美香子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１１６号
札幌市西区山の手４条１丁目２番７号　川上ハイツ３号
債務者　井上　貴寛（旧姓佐倉）
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１４９号
札幌市西区発寒７条11丁目３番30号　レジデンス711―201号
債務者　小橋千登勢（旧姓山村）
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１５９号
札幌市東区北35条東18丁目１番10号　中屋荘７号
債務者　原田　直人（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１９６号
札幌市中央区南15条西13丁目２―41　グランクレール101、住民票上の住所北海道久遠郡せたな町瀬棚区島歌380番地
債務者　佐藤めぐみ
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２０４号
札幌市西区発寒１条４丁目３番19号　メゾンプティ201号
債務者　芳賀留美子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２１４号
札幌市北区新川６条15丁目６番１―302号
債務者　中村　好子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２２０号
札幌市西区発寒14条２丁目10番43―305号
債務者　渡部　歩美（旧姓古澤）
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２２３号
札幌市清田区平岡４条３丁目23番３号
債務者　渡部　由美（旧姓松居）
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２６５号
北海道恵庭市福住町１丁目19番６
債務者　板倉　清光
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２６６号
北海道恵庭市福住町１丁目19番６
債務者　板倉美智子
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３０１号
札幌市白石区東札幌１条１丁目２番２号　瀬比亜館セゾンⅠ―306号
債務者　村上　共美（旧姓細川）
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部